

## 令和2年4月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月27日(月) 午後1時30分

2. 開催場所 坂井市教育委員会 2階 大会議室

3. 出席委員 11名(番号は議席番号)

1番 (欠席)	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 (欠席)	6番 (欠席)
7番 (欠席)	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 (欠席)	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 (欠席)	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 (欠席)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 7名

1番 本田 雄揮	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	10番 大川 勝利	14番 藤田 一元
17番 西端 和雄		

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝	次長 西出 政男	書記 小林 一裕
書記 上野 貴史	書記 伊藤 正則	

6. 提出議案

報告第1号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について
報告第2号	地目変更(畑地転換)届の報告について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第3号	現況証明願について
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について

7. 議事録署名人

11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
----------	-----------

事務局長

只今から令和 2 年 4 月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。今回の総会開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国及び県が緊急事態宣言を発令したことに伴いまして、開催時間の短縮、出席委員の縮小により開催させていただきました。5 月の総会も同様に執り行わせていただきたいと思いますと考えていますので、よろしくお願い致します。

それでは、只今の出席委員数は 11 名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様方におかれましては、ご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5 条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議 長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 11 番 西端勲委員、12 番 岡田幸夫委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出の報告について」及び報告第 2 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、報告第 1 号「農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出の報告について」ですが、こちらは農地中間管理機構のあっせんによって権利を移転した場合は、農地法第 3 条の許可は不要となっておりますので、その届出が今回このような形で出てきております。

このあっせんですが、国の実施要領により農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員 1 名以上を指名して、あっせん委員にあっせんを行わせることとなっております。そのため、今回農業委員会ではあっせん委員 2 名、所有者と買受希望者と機構、そして立会人として伊藤職務代理者に出席いただきあっせん委員会を開催いたしました。

あっせん委員会の中では不動産業者の介入がないこと、土地に他の権利が付いていないこと、売買価格が地域の水準として適当かどうかなどの確認を行います。そして、そのなかで特段問題がなければ、あっせんが成立となり、農地中間管理機構が買入れをすることとなります。

今回の二つの届出については、3 月 11 日にあっせん委員会を開催しました。三国町加戸については、あっせん委員としまして〇〇推進委員さんと〇〇推進委員、坂井町福島については〇〇推進委員さんと〇〇推進委員さんに出席いただきました。

それと、あっせん委員会の中で、三国町加戸地係については 10 アールあたり〇〇円で、坂井町福島地係については〇〇円であっせんが成立し、その後、農地中間管理機構に所有権移転が行われました。

今回、機構から買受希望者に権利を移転するわけですが、そちらの場合については農地法 3 条、または農用地利用集積計画の決定が必要となりますので、そちらのほうに申請が上がっています。今回はいずれも認定農業者の方なので農用地利用集積計画書でとなっています。

審議については、議案第 4 号のなかでご審議をお願いします。

続いて、報告第 2 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」ご説

	<p>明させていただきます。こちら、届出者は坂井町清永 ○○さん、対象地は坂井町清永、田、面積 558 m<sup>2</sup>、畑作園芸のために届出がありました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; では、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>整理番号 1 番、申請地は丸岡町東二ツ屋、田、123 m<sup>2</sup>です。譲渡人は福井市豊岡 2 丁目 ○○さんから譲受人丸岡町東二ツ屋 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 120 アールです。</p> <p>整理番号 2 番、申請地は坂井町下新庄、田、958 m<sup>2</sup>です。譲渡人は坂井町下新庄 ○○さんから譲受人坂井町下新庄 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 125 アールです。当農地はこれまで○○さんが農地中間管理機構を通して耕作していましたが、今回、所有権移転となりました。</p> <p>整理番号 3 番と 4 番並びに整理番号 5 番と 6 番は交換になります。当川上地区は昭和 41 年から土地改良事業を実施しました。当時の標準換地面積は 500 m<sup>2</sup>程度でした。その後、作業効率の改善から隣接農地の貸し借りを頻繁に行ってきました。今回はこの耕作状況にあった交換を行う申請となっております。</p> <p>整理番号 3 番の申請地は丸岡町川上、田、496 m<sup>2</sup>ほか 3 筆の計 2,030 m<sup>2</sup>です。所有者は丸岡町川上 ○○さんです。</p> <p>整理番号 4 番の申請地は丸岡町川上、田、142 m<sup>2</sup>ほか 2 筆の計 2,388 m<sup>2</sup>です。所有者は丸岡町川上 ○○さんとの交換により所有権移転するものです。許可後の経営面積は○○さんが 161 アール、○○さんが 110 アールです。</p> <p>続いて、整理番号 5 番の申請地は丸岡町川上、田、366 m<sup>2</sup>です。所有者は丸岡町川上 ○○さんです。</p> <p>整理番号 6 番の申請地は丸岡町川上、田、239 m<sup>2</sup>です。所有者は丸岡町川上 ○○さんとの交換により所有権移転するもので、許可後の経営面積は○○さんが 131 アール、○○さんが 115 アールです。</p> <p>続いて、整理番号 7 番、申請地は丸岡町一本田、田、768 m<sup>2</sup>ほか 1 筆の計 2,568 m<sup>2</sup>です。譲渡人は丸岡町一本田 ○○さんですが破産手続き中で裁判所は弁護士の○○さんを破産管財人としています。譲受人は丸岡町舟寄 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 302 アールです。</p> <p>以上 7 件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。ご意見、ございませんか。</p>
委 員	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第 1 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>

議 長

異議がないと認めます。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。4 月は、8 件ございます。

まず、整理番号 1 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は福井市定正町 ○○さん。貸人は三国町覚善 ○○さんです。二人の関係は祖母と孫の関係です。申請地は三国町中央二丁目の 2 筆です。地目畑、合計面積 423 m<sup>2</sup>です。こちらの方は木造住宅を建築する計画です。

続いて、整理番号 2 番、賃借権設定の案件でございます。借人は福井市志比口 (株)羽崎組、貸人は丸岡町今市 ○○さんほか 4 名です。場所は丸岡町今市 8 筆の合計面積 17,572 m<sup>2</sup>を砂利採取用地として転用するものです。こちらは掘削深 10m の計画で新幹線の建設等に使用する砂利を採取するものです。

整理番号 3 番、所有権移転の案件です。譲受人は福井市八重巻中町 (株)大邦地所です。譲渡人は三国町青葉台 ○○さんです。申請地は三国町三国東一丁目、3 筆の合計面積 1,392 m<sup>2</sup>を宅地造成のため転用するものです。

整理番号 4 番、所有権移転の案件です。譲受人は春江町いちい野中央 ○○さん、譲渡人は春江町中筋 ○○さんです。申請地は春江町中筋春日、台帳地目田、現況地目畑、面積 199 m<sup>2</sup>を住宅建築のため転用するものです。

整理番号 5 番、所有権移転の案件です。譲受人は丸岡町猪爪 2 丁目 ○○さんです。譲渡人はあわら市清滝 ○○さんです。申請地は丸岡町猪爪二丁目の畑、面積 196 m<sup>2</sup>を蒔き置き場・駐車場として使用のため転用するものです。

整理番号 6 番、使用貸借権設定の案件です。借人は春江町江留下屋敷 ○○さん、貸人は春江町江留下屋敷 ○○さんです。申請地は春江町江留下高道の 2 筆、合計面積 936 m<sup>2</sup>です。二人の関係は親子関係で、木造住宅を建築する計画です。

整理番号 7 番、所有権移転の案件です。譲受人は吉田郡永平寺町松岡芝原 2 丁目 豊島繊維(株)です。譲渡人は坂井町宮領 ○○さん、坂井町宮領 ○○さんです。申請地は坂井町宮領、田、3 筆の合計面積は 17,012 m<sup>2</sup>を工場建築・本社機能の移転のため転用するものです。

最後、整理番号 8 番、賃借権設定の案件です。借人は丸岡町里丸岡 2 丁目 オリエンタル白石(株)北陸新幹線、中筋東橋りょう (PC けた) 工事作業所、貸人は丸岡町北横地 ○○さんほか 3 名です。場所は丸岡町北横地の 3 筆と春江町中筋 2 筆の合計面積 6,658 m<sup>2</sup>を北陸新幹線工事用地として一時転用するものです。

以上 8 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

この案件につきましては、現地確認をおこなっておりますので、現地確認の報告をお願いします。

整理番号 1 番と 3 番を 15 番 田中委員、お願いします。

田中委員	<p>15番、田中です。整理番号1番、場所は三国町中央二丁目の件ですが、周りはすべて宅地化され、申請地内にはマンホールも設置されていることから何ら問題はないと思います。</p> <p>続きまして、三国町東一丁目の件ですが、ここは沼田のようなところで、申請地の東側は既に宅地化され、西側は水田です。また、申請地はトラクター等の農業機械が入りにくいところで、隣接農地の耕作に迷惑がかからないことをお願いしておきました。何ら問題はないと思います。</p>
議長	次に、整理番号2番を18番 伊藤職務代理人、お願いします。
伊藤勉職務代理人	<p>18番、伊藤です。整理番号2番、丸岡町今市の砂利採取の案件につきましては、面積17,500㎡余りで、床堀の掘削深が約10mで安全面も問題ないと判断しました。また、区長、農家組合長の承諾も得られていることから、特に問題はないと判断しましたので、よろしくお願いします。</p>
議長	次に、整理番号4番、6番、8番を13番 伊藤宏実委員、お願いします。
伊藤宏実委員	<p>13番、伊藤です。整理番号4番は所有権移転の案件です。場所はJR春江駅の東側に位置する住宅地で、既に埋め立てられ、周辺に農地はありません。また、第1種低層住居専用地域ですので、何ら問題はないと考えます。</p> <p>続きまして、整理番号6番です。場所は春江町江留下高道で、エンゼランド福井の東側にあたり、第1種中高層住居専用地域の3種農地になっています。土地面積は少し大きいのですが、周辺は商店が並ぶ地域でありまして、一部を農地で残しても耕作は難しいと考えます。また、隣接する東側は水田ですが、昨年における水稻等の耕作は見受けられませんでした。これらの状況からやむを得ないと判断しますので、よろしくご審議の程お願いします。</p> <p>最後、整理番号8番です。新幹線建設に係る資材置き場ということでの賃借権の設定であります。現地での業者の方からは周辺の農地に迷惑がかからないようしっかり管理するとの説明があり、やむを得ないと判断します。一時転用です、よろしくお願いします。</p>
議長	次に、整理番号5番と7番を16番 中垣内委員、お願いします。
中垣内委員	<p>16番 中垣内でございます。まず、整理番号5番は、譲受人〇〇さんの自宅の隣の畑を売買により所有権移転する案件ですが、自宅の蒔きストープに使う蒔きを確保したいとのことです。また、砂利を敷いて駐車場としても使用したいとのことでした。</p> <p>次に、整理番号7番ですが、工場敷地内の雨水排水計画は敷地南側に容量690㎡の調整池を設けることから雨水対策は十分と確認してきました。以上です。</p>
議長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号1番を3番 加藤委員お願いします。
加藤委員	<p>3番 加藤です。現地は20年前に区画整理が終わっており、上下水道の整備も終わっております。現地確認された委員並びに事務局の説明の通りで、何ら問題はないと思われれます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号2番を16番 中垣内委員お願いします。
中垣内委員	<p>16番 中垣内です。砂利採取用地の案件です。過去数年前から何回か同様の申請が行われておりまして、特に問題はないと思います。</p>

議 長	次に、整理番号 3 番を 12 番 岡田委員お願いします。
岡田委員	12 番 岡田です。整理番号 3 番の案件につきましては、現地調査された委員並びに事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思われまので、ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	次に、整理番号 4 番、6 番、8 番を 15 番 田中委員お願いします。
田中委員	15 番、田中です。整理番号 4 番、春江町中筋春日の案件は、現地調査された委員並びに事務局の説明のとおりでありますので、よろしくお願 いします。 整理番号 6 番、江留下高道の件につきましては、残しても街中にある ことからゴミ捨て場になることも考えられ、何ら問題はないと思われま すので、よろしくご審議ください。 整理番号 8 番、春江町中筋地係の案件につきましては、新幹線の工事 用地としての一時転用は、十分な管理を行うとのことでしたので、何ら 問題はないと思われます。よろしくご審議ください。
議 長	次に、整理番号 5 番を 2 番 高山委員お願いします。
高山委員	2 番 高山です。整理番号 5 番は、隣接者が購入する案件です。雨水の 排水は片勾配の道路側溝に流し、処理する方法をとっています。また、 砂利駐車場により自然吸水もあることから、何ら問題はなく認めてもら いたいと思います。
議 長	次に、整理番号 7 番を 9 番 南出委員お願いします。
南出委員	9 番 南出でございます。整理番号 7 番につきまして、現地調査委員の 報告のとおりでございます。豊島繊維㈱の本社機能の移転によります社 屋と工場を開設する予定でございます。開発行為を伴うことから、地元 区並びに土地改良区、市や福井県との協議や調整も整った申請となりま すことから、これはやむを得ない案件であると思われます。皆様、どうぞ ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	最後、整理番号 8 番を 19 番 私の方からもう少し説明をさせていただきます。
森委員長	先程、田中委員さんが説明されたのは中筋地係における案件につつま して、報告を頂きました。 私からは北横地地係の部分につきまして、説明させていただきます。 この場所は新幹線の工事現場の用地として、一時転用するものでござい ます。よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。
議 長	それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
伊藤勉職務代理 者	18 番、伊藤です。事務局への確認ですが、整理番号 6 番の親子関係で あるなか、子供さんは農業をされていますか。
事務局	農業はしていません。会社を経営されています。
伊藤勉職務代理 者	これまでのことですが、農家住宅なら 1,000 m <sup>2</sup> でもいいですが、そう でないなら 500 m <sup>2</sup> までと言われてきました。過去の事例と今回の事務局 の説明とに相違があるのですが。
事務局	こちらの案件ですが、通常の農地転用の場合、500 m <sup>2</sup> までならば許可、 1,000 m <sup>2</sup> までならば農作業場を含んでいれば許可ができるとの運用の仕 方です。今回、県にも相談したのですが、ここの土地は土地改良区の範

	<p>囲外であり、農地としていくらかを残した場合に、健全な営農ができるのかどうかを周りの状況から考えさせていただきました。</p> <p>ここの周りの状況というのは、現地調査の委員さんからの報告にもあったように商業用施設が建っている状況から、このような場所の場合は転用許可してもいいのではないかとの判断をさせていただきました。</p>
伊藤勉職務代理者	変わったのですか。
事務局	基本は変わっていません。
伊藤勉職務代理者	当時、土地改良区の一定区域内に非農用地を作り、770㎡の計画面積でしたが県の指導により500㎡の制限を受けました。今後、この制限を受ける類似の案件（分筆して残された農地が僅かならば、その後の利用は難しい）を取り扱うことを考えると、明確にしてほしいです。
加藤委員	この案件は県の審議会にかかりますか。
事務局	かかりません。
加藤委員	県の審議会にかかれば、恐らく不許可になりますよ。
伊藤勉職務代理者	このような案件の取り扱いについて、任期内に教えてください。
議長	この案件に関し、県と協議した内容等を文書として残すため、書面でもらってください。また、只今の意見への回答も県へ照会してください。
加藤委員	確認をしたいのですが、整理番号3番、三国東の案件ですが、区画北側の側溝及び西側擁壁の構造図が添付されていませんね。
事務局	申し訳ありません。申請者には提出させます。
議長	関係書類をきちんと整えてください。後日、私が確認させていただきます。
加藤委員	整理番号7番、開発行為の案件ですが、区域の周囲に布設するL型擁壁などの構造図が全く添付されていません。大丈夫ですか。
伊藤勉職務代理者	現場立ち合いでの業者説明では、L型擁壁の基礎に摩擦杭を使用することで県の事前了解を得ている説明がありました。また、調整池の能力、土壌改良の説明もありました。
加藤委員	時間雨量は何年で計算すると言っていましたか。
事務局	30年です。
議長	他に、ご意見はないでしょうか。
三寺委員	整理番号2番、砂利採取のポンプ設置に関してですが、排水はどこへ排水するのですか。
事務局	農業排水路へ排水することになります。
三寺委員	以前の現地確認の時に、排水路に泥が溜まると言われたことがあるのですが。排水路の泥処理も業者が行うのですか。
事務局	数年前から羽崎組は当地区で砂利採取を行っているなか、排水路の泥上げの始末は一手に行っています。
三寺委員	整理番号6番の東側に隣接する水田は耕作されていないとのことですが、地主等に農地の利用計画について確認をとってはどうか。

事務局	隣接者の同意はありますが、今後の耕作の有無についても確認します。
議長	他に、ご意見はないでしょうか。 なければ、お諮りをいたします。 議案第2号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委員	<各委員> 異議なしの声
議長	異議がないと認めます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	<説明>議案第3号「現況証明願について」、4月は3件ございます。 整理番号1番、出願人は丸岡町南横地 ○○さんです。場所は丸岡町南横地、登記地目田、2筆の合計面積266㎡です。現況に至った経緯といたしましては、○○さんがこれまで土地の賃借で家を建て現在に至っていますが、今回、買い受けることとなったためです。  続いて、整理番号2番、出願人は坂井町蔵垣内 ○○さんです。場所は坂井町蔵垣内の4筆、合計面積537㎡です。現況に至った経緯といたしましては、昭和60年に実弟さんが事務所兼倉庫を建築し、現在に至っております。今回を機にすべて地目変更する予定です。  最後、整理番号3番、出願人は吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿 ○○さんです。場所は丸岡町上久米田2筆、合計面積79㎡です。現況に至った経緯といたしましては、昭和30年頃に機屋工場を建築した際の敷地の一部として利用され、現在に至っております。今回、地目の整理をするため、地目変更するものです。 以上、3件につきましてご審議のほど、お願いいたします。
議長	それでは、この案件につきましても現地確認を行っておりますので、現地確認の報告をお願いいたします。 整理番号1番と3番を18番 伊藤職務代理人、お願いします。
伊藤勉職務代理人	18番 伊藤です。整理番号1番の地目変更登記のための現況証明願につきまして現地調査の報告をいたします。場所は丸岡町南横地で、現状は建物敷地の一部となり、残地には雑木数本が植生し、現地はまさに非農地であったことを報告いたします。  次に、整理番号3番、丸岡町上久米田地係2筆の現況証明の報告をいたします。現地は作業小屋・物置小屋が設置されており、非農用地であったことを確認してまいりました。特に問題はないと判断いたしましたので、よろしくご審議の程、お願いいたします。
議長	次に、整理番号2番を15番 田中委員お願いします。
田中委員	15番 田中です。整理番号2番の件ですが、現地はずいぶん前から建物が建てられていたようです。また、周りはずべて埋め立てられており、周囲への影響はないと思われまますので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号1番を19番 私の方から申し上げます。
森会長	この場所につきましては、事務局の説明のとおりで、また職務代理人の報告のとおりでございますので、ご審議をいただきたいと思います。



議 長 次に、整理番号 2 番を 18 番 伊藤職務代理人お願いします。

伊藤勉職務代理人 18 番の伊藤です。整理番号 2 番、現況証明願いの案件であります、先程の田中委員さんの説明のとおりであり、現地には事務所・倉庫があり、まさに非農地であることを確認してまいりました。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 最後に、整理番号 3 番を 10 番 大川委員が欠席でありますので、事務局よりお願いいたします。

事務局 大川委員は欠席であります、大川委員からご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。  
現況は一部家庭菜園に使用しているものの、土地のほとんどは機屋敷地として建物が建っていますので、特に問題はないとのことでした。以上でございます。

議 長 それでは、この件につきましてご意見を伺います。  
ご意見、ございませんか。

西端勲委員 11 番、西端です。以前から疑問に思っていたことですが、その当時の農業委員会は田や畑に建物を無届出で建築等を行ったことをわからなかったのでしょうか。それと、建築確認申請の行政窓口における土地の地目確認や建築施工業者における土地の形状や赤道・青道の有無確認を行ってこなかったのでしょうか。

議 長 この問題については、今後どのように対処していったらいいのか、もう少し検討を重ね、土地や建物の登記の必要性など複合的に考えていかなければならないと考えています。今後、坂井市が総合的に考えていくこととなるのではと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それではお諮りします。議案第 3 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。  
議案第 3 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明> では、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。  
今月の公告予定日は令和 2 年 4 月 27 日、利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 8 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 13 名となっております。次に、その利用権設定面積は (1) 賃貸借の部、田、新規 1 筆、3,000 m<sup>2</sup>、田、更新 9 筆、22,098 m<sup>2</sup>、畑、新規 7 筆、10,357 m<sup>2</sup>、田畑合わせまして 17 筆、35,455 m<sup>2</sup>です。(2) 使用貸借権の部、田、2 筆、5,227 m<sup>2</sup>、畑、1 筆、90 m<sup>2</sup>です。田畑合わせまして 3 筆、5,317 m<sup>2</sup>です。  
また、今月は先程の申し上げましたとおり報告第 1 号でありましたあっせんに係る所有権移転が 3 件ございます。  
整理番号 1 番、申請地は三国町加戸、畑、2,813 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計面積 7,109 m<sup>2</sup>を農地中間管理機構から三国町加戸 ○○さんの方に所有権移転するものです。  
続いて、整理番号 2 番、坂井町福島、田、90 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、合計面積 881

m<sup>2</sup>を坂井町福島 田中農園(株)に所有権移転するものです。

最後、整理番号3番、申請地は三国町加戸、畑、1,158 m<sup>2</sup>、を三国町加戸 ○○さんに所有権移転するものです。

説明については、以上です。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんでしょうか。なければ、お諮りします。

議案第4号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時52分 議事終了)